

事務総局会議（第18回）議事録

日時	令和元年7月2日（火）午前10時00分～午前10時12分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<ul style="list-style-type: none"> 1 令和元年5月における裁判官の視察結果報告に対する説明について 徳岡秘書課長説明（資料第1） 2 司法修習生に関する規則の一部を改正する規則について 堀田人事局長説明（資料第2） 3 司法修習生採用選考審査基準について 堀田人事局長説明（資料第3）
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3
秘書課長 徳岡 治	

(令和元. 7. 2)

事務総局説明事項

- 1 民事訴訟手続のIT化の取組について【民事局】
- 2 成年後見制度利用促進基本計画に係る取組について【家庭局】

事務総局会議資料 第2
(7月2日開催)

(令和元. 7. 2 人事局)

司法修習生に関する規則の一部を改正する規則

<資料目録>

- 1 司法修習生に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照表

理由

司法修習生の罷免事由に関する規定の整備を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

司法修習生に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）

新

旧

第十七条 法第六十八条第一項の最高裁判所の定め

る事由は、次に掲げる事由とする。

一・一 (略)

(削る)

三・四 (略)

五 前三号に掲げるもののほか、第一号に掲げる

事由に準ずる事由

第十七条 法第六十八条第一項の最高裁判所の定め

る事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (同上)

三 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

四・五 (同上)

六 第二号から前号までに掲げるもののほか、第

一号に掲げる事由に準ずる事由

(2)

(累)

(2)

(下 司)

事務総局会議資料第3
(7月2日開催)

(令和元. 7. 2 人事局)

司法修習生採用選考審査基準

<資料目録>

司法修習生採用選考審査基準案

司法修習生採用選考審査基準

令和元年7月3日 最高裁判所

司法修習生の採用選考における審査基準を下記のとおりとする。

記

- 1 次に掲げる者から司法修習生採用選考の申込みがあった場合には、2に該当するときを除き、司法修習生として採用する。
 - (1) 司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者
 - (2) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「改正法」という。）による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は改正法附則第7条第1項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者
 - (3) 高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者
 - (4) 司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する銓衡委員会の銓衡を経た者
- 2 司法修習生採用選考申込者に次に掲げる事由があると認めるときは、これを不採用とする。
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 心身の故障により修習をすることが困難である者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - エ 品位を辱める行状により、司法修習生たるに適しない者
 - オ ア又はエに準ずる事由がある者
 - (2) 司法修習生であった者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 成績不良（裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条第1項の試験の不合格を除く。）により修習をすることが困難である者

イ 修習の態度の著しい不良により、司法修習生たるに適しない者
ウ 裁判所法第67条第1項の試験に連続して3回合格しなかった者（再度司法試験法による司法試験に合格した者を除く。）。ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、裁判所法第67条第1項の試験の全部又は一部を受験することができなかつた場合には、当該試験については、受験回数として数えないものとすることができる。

エ ア又はイに準ずる事由がある者

(3) 司法修習生採用選考要項において定める手続を遵守しなかつたこと。

付 記

この審査基準は、 年 月 日から実施する。

事務総局会議（第19回）議事録

日時	令和元年7月9日（火）午前10時00分～午前10時15分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<ul style="list-style-type: none"> 1 令和元年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第1） 2 高等裁判所事務局長事務打合せの開催について 村田総務局長説明（資料第2）
結果	◎了承 1, 2
	秘書課長 徳岡治

事務総局会議資料 第1
(7月9日開催)

令和元年度外国出張計画

出張

裁判官司法事情研究

合計4人

アメリカ合衆国、英国、カナダ、ドイツ連邦共和国、フランス共和国及びルクセンブルク大公国における上告審の運用の実態等に関する調査（アメリカ合衆国・英國・カナダ・ドイツ連邦共和国・フランス共和国・ルクセンブルク大公国、約10日間）【裁判部】

裁判官4人

高等裁判所事務局長事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和元年10月4日（金）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

日 (曜日) 時間	10:00 ～ 12:15	12:15 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00
4日 (金)	事務総長挨拶 協議	昼食 休憩	協議

事務総局会議（第20回）議事録

日時	令和元年7月16日（火）午後2時00分～午後2時05分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<ul style="list-style-type: none"> 1 人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催について 堀田人事局長説明（資料第1） 2 経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について 笠井経理局長説明（資料第2） 3 経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について 笠井経理局長説明（資料第3）
結果	◎ 了承 1, 2, 3
事務総長	今崎幸

事務総局会議資料 第1
(7月16日開催)

(令和元. 7. 16 人総印)

人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和元年10月9日（水）及び10日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 人事上の諸問題について
 (2) その他
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の人事課長及び人事課企画官又は人事課課長補
 佐のうちいづれか1人

合計 16人

(令和元. 7. 16 経監印)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和元年9月11日（水）及び12日（木）
- 3 場 所 最高裁判所
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者 各高等裁判所事務局次長 8人

事務総局会議資料 第3
(7月6日開催)

(令和元. 7. 16 経監印)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和元年10月9日（水）及び10日（木）
- 3 場 所 最高裁判所
- 4 協議事項
 - (1) 令和元年度予算の執行状況について
 - (2) その他経理行政事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者 各高等裁判所事務局の会計課長及び会計課企画官、会計課課長補佐又は会計課専門官のうちいずれか1人 合計 16人